

は、工区。次号において同じ。) 五人以上十人以内
 二 面積十ヘクタール以上の施行地区 五人以上二十人以内
 土地区画整理法施行令第十八条第二項及び第三項の規定は、住宅街区整備審議会の委員について準用する。
 (国土交通大臣又は都府県知事の認可を要しない事業計画の変更)
第二十三条 法第五十七条において準用する土地
 区画整理法第五十五条第十二項の政令で定める
 軽微な変更は、第二十一条第一項各号(第九号及び第十号を除く。)に掲げるものとする。
 (住宅街区整備審議会の委員の選挙等)
第二十四条 住宅街区整備審議会の委員の選挙及び改選に関する事項は、地区画整理法施行令第十九条から第四十二条まで及び第四十三条から第五十五条までの規定を準用する。
 (収用委員会に対する裁決の申請手続)

第二十五条 法第六十六条第二項において準用する地区画整理法第七十三条第三項(法第七十一条において準用する地区画整理法第七十八条第三項並びに法第八十三条において準用する地区画整理法第一百一条第四項、第百十四条规定及び第百十六条规定において準用する場合を含む。)の規定により土地取扱い(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合については、地区画整理法施行令第六十九条の規定を準用する。

(設置又は堆積の制限を受ける物件)

第二十六条 法第六十七条第一項の政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が五トンを超える物件(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ五トン以下となるものを除く。)とする。

(既存住宅区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物)

第二十七条 法第六十八条规定の政令で定める軽易な工作物は、次に掲げるものとする。

一 車庫、物置その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)で、その床面積の合計が九十平方メートル以下のもの

第二十八条 法第七十七条第三項ただし書の政令で(転又は除外)地区画整理法第七十七条第三項において準用する土地

第二十九条 法第七十一条において準用する土地
 区画整理法第七十七条第四項の規定による公告(建築物等の移転又は除却の通知等に代わるべき公告)

第三十条 法第七十一条において準用する地区画整理法第八十四条第一項の政令で定める簿書(設置住宅敷地等の共有持分の割合)

第三十一条 法第七十五条第三項に規定する一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者が取得することとなる施設住宅敷地の共有持分及び設置住宅の公用部分の共有持分の割合(第三号を除く。)の規定を準用する。

(事務所備付簿書)

第三十二条 法第七十六条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 人の居住の用に供される部分については、三十平方メートル以上五十平方メートル以下(過小な床面積の基準)

二 事務所、店舗その他これらに類するものの用に供される部分については、十平方メートル以上二十平方メートル以下(過小宅地の基準)

(都府県知事の認可を要しない換地計画の変更)

第三十三条 换地計画の変更のうち法第八十一条第一項の政令で定める軽微な変更是、次に掲げるものとする。

一 換地設計、各筆換地明細及び各筆各権利別清算金明細の変更で、従前の宅地の分合筆又は從前の宅地について存する権利の変更に伴うもの

二 換地設計、各筆換地明細及び各筆各権利別清算金明細の変更で、地域の名称の変更又は地番の変更に伴うもの

三 施行者が取得することとなる施設住宅の一部等の明細の変更

四 前三号に掲げるもののほか、換地計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

(縦覧手続を省略することができる換地計画の変更又は修正)

第三十四条 换地計画の変更又は修正のうち、法第八十一条第二項において準用する地区画整

理法第九十七条第三項の政令で定める軽微な若しくは形式的な修正については、前条の規定を準用する。

この場合において、同条第一号及び第二号中「変更で」とあるのは「変更又は修正で」と、同条第三号及び第四号中「変更」とあるのは「変更又は修正」と読み替えるものとする。

(換地計画の縦覧についての公告)

第三十五条 法第八十二条第一項において準用する地区画整理法第八十八条第二項(法第八十一条第二項において準用する地区画整理法第九十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により換地計画を公衆の縦覧に供しようとする場合については、地区画整理法施行令九十七条第三項に規定する。

第一条第二項において準用する地区画整理法第九十七条第三項において準用する場合を含む。の規定により換地計画を公衆の縦覧に供しようとする場合については、地区画整理法施行令九十七条第三項において準用する。

(縦覧の場所及び縦覧の時間を公告する)

第三十六条 法第八十二条第一項において準用する地区画整理法第九十一条第二項の政令で定める基準については、地区画整理法施行令第五十七条の規定を準用する。

(特別の考慮を払つて換地を定める施設及び宅地)

第一条第二項において準用する地区画整理法第九十五条第一項第一号から第五号まで及び第七号の政令で定める施設及び宅地については、地区画整理法施行令第五十

八条の規定を準用する。

(減価補償金の交付基準等)

第三十七条 法第八十二条第一項において準用する地区画整理法第九十五条第一項第一号から第五号まで及び第七号の政令で定める施設及び宅地については、地区画整理法施行令第五十

八条の規定を準用する。

(減価補償金の交付基準等)

第三十八条 法第八十三条において準用する土地区画整理法第九十九条第一項の公告及び減価補償金の交付基準については、地区画整理法施行令第六十条の規定を準用する。

(清算金の分割徴収等)

第三十九条 法第八十三条において準用する土地区画整理法第一百十条第二項の規定による清算金の分割徴収又は分割交付については、地区画整理法施行令第六十一条の規定を準用する。

(宅地の立体化手続の特則)

第四十条 法第九十条第一項の場合においては、地区画整理法第一百十条第一項の規定による清算金の分割徴収又は分割交付についての意見書の要旨を都府県知事に提出するときは、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

(書類の送付に代わる公告)

第四十四条 法第一百一条において準用する地区画整理法第一百三十三条第一項の規定による公告についての意見書の要旨を都府県知事に提出するときは、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

(農業委員会及び土地改良区の意見を聴かなくてよい事業計画の決定又は変更)

第四十五条 法第一百一条において準用する地区画整理法第一百三十六条第一項ただし書の政令で定める軽微な場合については、地区画整理法施行令第七十六条の規定を準用する。

第六章 都心共同住宅供給事業

(都心共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助)

第四十五条の二 法第一百一条の十第一項の規定による国の方公共団体に対する補助金の額は、

第三号	第二十一項 に適當でない地 域又は土地区画	第二十一項 市街地とするの における住	第二十一項 整理事業
第五十 条第三項	第五十 条第五項	第五十 条第一項	第五十 条第一項
項 第三十九条第四	項、第二項 第二十一条第一	第十九条の二の 規定は事業基本 方針の変更につ いての認可を受 けて事業計画を 定めようとする 組合について、 第二十条	第三十九条 第二十一条 組合員 組合員 第三項の公 告があるま では、
項 第三十九条第四	第一項 第二十一条	第二十条 組合員 第三項の公 告があるま では、	第十四条第一項 の認可に係る第 三項の公告があ るまでは、

第三十九条	第一項又は第三項に規定する認可に係る定款又は事業計画の変更についてのものに限る。)	認可(第十四条)

第四項 第七条 第八七	三条 項 第十 第七 第八七	二項 条 第 十八 第七	第八項 条 第 十七 第七	第七项 条 第 十七 第七	第三項 条 第 十七 第七	第三項 条 第 十七 第七	第七项 条 第 十七 第七	条 第 十四 七	定 規
画 整 理 会 社 、 組 合 及 び 区	一項 第七 十七 条 第	第五項 四項若 しくは 区	第五項 第七十六 条 第	、 組 合 又 は 区	同 条 第 四 項 若 しくは 第五項	同 条 第 三 項 若 しくは 第五項	前 条 第 一 項	大 都 市 地 域 に お ける 住 宅 及 び 住 宅 地 の 供 給 の 促 進 に 關 す る 特 別 措 置 法 第 百 四 条 第 一 項 若 しくは 第二項	國 土 交 通 大 臣 都 道 府 縣 知 事 市 町 村 長 若 しく は 機 構 理 事 長 等 又 は 第 七 十二 条 第 一 項 後 段 に 掲 げ る
及 び 組 合	第一項 第一条 において 準用 する第 七 十七 条	第一項 若 しくは 第一項 若 しくは 第二項	大 都 市 地 域 に お ける 住 宅 及 び 住 宅 地 の 供 給 の 促 進 に 關 す る 特 別 措 置 法 第 七 十 一 条	又 は 組 合	二項 一項 若 しくは 第二項	同 項 の 許 可 に 係 る 同 法 第 百 四 条 第 一 項 若 しくは 第 百 三 条 第 一 項	大 都 市 地 域 に お ける 住 宅 及 び 住 宅 地 の 供 給 の 促 進 に 關 す る 特 別 措 置 法 第 六 十 七	施 行 者 と な ら う と す る 者 若 しく は 組 合 を 設 立 し よ う と す る 者 又 は 施 行 者	

第十四条	第十条 第三项	第二项 第七项	第十一条 第七项		第四十一条 (第二项を除く。)
事業基本方針又は 事業計画	第一項各号 第七十六条 第一条 第七项 法第七十六 条第 七项 土地区画整 理	第三项 若しくは第五 项、第三条第四 项の二又は第三 条の三	第三项 「組合の理事 とあるの は区画整理 会社の代表者 と読み替える ものとする」	「組合」とある 「定款」とある 「組合の理事 とあるの は区画整理 会社の代表者 と読み替える ものとする」	組合又は区画 整理会社が 準用する。
事業計画	第二项 第一项 第六十七 条第 二项 大都市地 域にお ける住宅 宅地の供 給の促 進に關 する特 別措 置法第 六十七 条第 二项 大都市地 域にお ける住宅 宅地の供 給の促 進に關 する特 別措 置法第 六十七 条第 二项	第三项 「宅地の供 給の促 進に關 する特 別措 置法第 六十七 条第 二项」	第三项 「宅地の供 給の促 進に關 する特 別措 置法第 六十七 条第 二项」	第三项 「宅地の供 給の促 進に關 する特 別措 置法第 六十七 条第 二项」	組合が 準用する

十五 法第八十二条第一項において準用する場合		第二項中「その換地計画」とあるのは	
条 第九十四項 七項	条 第九十五項、及び第十五条第三項、並び第五項、第九十二条第三項、及び第六項、第九十一条第二項、第四項及条第七項	第八十八條第六項、第九十一條第一項、第九十二條第一項、第九十五條第七項	第八十八條第六項、第九十一條第一項、第九十二條第一項、第九十五條第七項
五項 四項 又は 第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項	前条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項	土地区画整理会社	土地区画整理会社
給の促進に び住宅地の供 おける住宅及 大都市地域に	大都市地域に おける住宅及 び住宅地の供 給の促進に する特別措置 法第二十九条 第三項	住宅街区整備審議会	住宅街区整備審議会

二条百、三条十 項 第九第項第八九		五条百、一条百、一条百、三条十 項第十第項第九第項第八第項第八九	二条十九 項第十八	定 る 規 え 替 え 替 え 規 み	十六 法第八十三條において準用する場合	共有持分	法第七十四 第一項又は第 九十一条第一項 に規定する特別措置法の存する土地に 関する権利
土地区画整 理審議会		第三 項若 しくは 第三 条第五 項、第 三条の二 又は第 三条第四 項	この法律	読み替えら れる字句	読み替えら れる字句	読み替えら れる字句	建築物若しく はその建築物 の存する土地 に関する権利
会 住宅街区整備審議		大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及び同法において準用するこの法律による住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及び同法において準用するこの法律による住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及び同法において準用するこの法律による住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及び同法において準用するこの法律による住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及び同法において準用するこの法律による住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項

項 第 十 一 条 第 六 項	号 第三 七 、 三 項 第 七 五 、 二 条 第 十 四 條 第 十 第 号 第 三 条 第 十 第 八 条 第 四 項	行 す る 場 合 に お け る 市 町 村 長 、 独 立 行 政 人 都 市 再 生 法 機 構 が 土 地 区 整 理 事 業 を 施 行 す る 場 合 に お け る 獨 立 行 政 机 構 再 生 机 构 理 事 长 を い う 。
の 価 額 の 総 額	施 行 後 の 宅 地	審 議 会 土 地 区 画 整 理
施行後の一 般宅地の 価額の総額	施行後の宅地の価額の 総額及び一般宅地（大 都市地域における住宅 及び住宅地の供給の促 進に関する特別措置法 第七十四条第一項に規 定する一般宅地をい う。以下同じ。）の所 有者又は一般宅地につ いて借地権を有する者 が取得することとなる 設施住宅の一部 (同法)	住宅街区整備審議会

<p>(事務の区分)</p> <p>第五十一条 第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（都府県又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一 第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二に規定する事務（個人施工者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p> <p>二 第十七条において準用する土地区画整理法施行令第六条第三項及び第十九条において準用する同令第六十八条に規定する事務</p> <p>三 第二十条において準用する土地区画整理法施行令第三条に規定する事務（法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第一項（法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）</p> <p>四 第四十三条第二項に規定する事務</p>	<p>第六十八条 第五十五条の二第一項（法第五十一条の二第二項において準用する場合を含む。）又は法第五十五条の二第一項（法第五十一条の二第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第二十八条第六号に規定する施設住宅の一一部をいう。の価額の総額の合計額から施行者が取得することとなる施設住宅敷地（同条第五号に規定する施設住宅敷地をいう。以下同じ。）又は施設住宅敷地の共有持分の価額の総額を控除した価額</p>
---	---	--

